

一般競争入札

県庁舎等防火戸等保全業務 入札説明書

令和7年2月
福島県総務部
施設管理課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件県庁舎等防火戸等保全業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 県庁舎等防火戸等保全業務
- (2) 業務仕様等 県庁舎等防火戸等保全業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 福島市杉妻町 2 番 16 号ほか

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けてない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者にあっては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- (5) 過去 2 年間（令和 5 年 3 月 21 日以降に契約したもの（履行中のものを含む））において、仕様書に示す業務と同等程度の業務に関する実績を有する者であること。
- (6) 業務従事者として、「防火設備検査員」の有資格者を 1 名以上配置できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 2 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 4 (1) に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。
なお、令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。
また、入札参加資格結果通知書を郵便により送付するので確認すること。
(発送予定 令和 7 年 3 月 14 日（金）)
ア 法人登記簿謄本（コピー可）
イ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

- ウ 県内に事業所を有していることを証明する書類（パンフレット可）
- エ 業務実績証明書（様式2）（原本）
- オ 入札保証金納付免除申請書（様式6）・・・免除を申請する者
 - ・ 保険適用による免除申請者は、別途、開札日までに「入札保険証券原本」を提出すること。（証券原本は返却しないので留意すること。）
 - ・ 業務実績による免除申請者は「業務実績証明書（様式2）」に実績を記入すること。なお、入札参加のための実績要件とは異なるので注意すること。
- カ 配置予定技術者に関する届出書（様式8）（原本）

※ 長3封筒を同封すること。

封筒に110円分の切手を貼付し、入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること。

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

4 契約条項等を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

イ 期間

令和7年2月27日（木）～令和7年3月10日（月）の各日午前9時から
午後5時まで

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 配布図書 仕様書、金抜き設計書

- (2) 現地見学・入札説明会

実施しない。

- (3) 資格確認申請書の提出場所及び提出期限

ア 場所 上記(1)と同じ。

イ 期限 令和7年3月10日（月）午後5時まで

なお、申請書類は郵送を可とする。（提出期限内必着とする。）

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月21日（金）午後1時45分

イ 場所 福島県庁西庁舎 3階 西326会議室

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式3）に必要とする事項を記載し、上記4の(4)に示す日時及び場所へ持参すること。

- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 委任状（様式5）…代理人が出席し、入札する場合

イ 入札保証保険証券（入札保証保険により免除申請を行う場合。）

(3) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

- ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分 の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）
- ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
- エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。）

6 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
なお、入札保証金の免除を希望する者は、4 (3) に掲げる期日までに、以下の書類を 4 (1) に示す場所に提出を行い、県の指示を受けるものとする。
 - ア 入札保証金納付免除申請書（様式 6）
 - イ 業務実績証明書（様式 2）（入札参加のための実績要件とは異なるので注意すること）
- (3) 入札保証金の納付又は有価証券の提出は、開札までに行うこととし、事前に 18 に掲げる県の課の指示を受けるものとする。
- (4) 財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
（5）入札保証金の納付及び還付については、それぞれ財務規則第 251 条及び第 253 条に定めるところによる。

7 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 4 (4) で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 5 (2) で指定する書類の確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

8 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知し、また、暴力団排除に関する誓約事項（別添）を承諾のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により、令和7年3月5日（水）までに発注者に説明を求めることができる。
- 発注者は、令和7年3月6日（木）までに福島県ホームページに一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式7）を掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることはできない。
- ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不正の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を

延期し、若しくは取り止めことがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記2の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金の納付（免除）手続きをしない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

12 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。なお、入札の効力が生じなかつたことにより、契約が成立しなかつた、又は締結されなかつたことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

13 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいる場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

17 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記2の入札参加資格の要件を満たさなくなつたときは、当該入札者は落札者としない。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

所 属 福島県総務部施設管理課

電話番号 024-521-7080

F A X 024-521-7812

メールアドレス shisetsukanri@pref.fukushima.lg.jp

別 記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から(4) まで (略)
- 2 (略)

（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) (略)
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) から (18) まで (略)
- 2 (略)